

(仮称) 埼玉県プレミアムいちご振興条例案骨子案

I 条例制定の背景

埼玉県では、消費地に近いという販売面での優位性を生かし、あまりん等の収益性の高い県育成品種のいちごの生産が盛んに行われている。また、埼玉県は、一般社団法人日本野菜ソムリエ協会から、最もおいしいいちごを生産する「プレミアムいちご県」に3年連続で、全国で唯一認定され、メディアにも多数取り上げられるなど近年その評価が高まっている。

あまりんをはじめとする埼玉県プレミアムいちごの付加価値の向上を図り、埼玉県プレミアムいちごを牽引役として、県内の農業及びこれに関連する産業の持続的な発展、県の魅力の増進並びに地域の活性化を図っていききたい。

そこで、埼玉県プレミアムいちごの振興に関する施策を推進するための条例を制定しようとするものである。

II 条例案骨子案

別紙のとおり

(仮称)埼玉県プレミアムいちご振興条例案骨子案の概要

1 目的

- 埼玉県プレミアムいちご(※)の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県内の農業及びこれに関連する産業の持続的な発展、県の魅力の増進並びに地域の活性化に資することを目的とする

※あまりん、かおりん、べにたまをはじめとする、県が育成をした品種のいちご

2 基本理念

- 埼玉県プレミアムいちごの振興は、県、市町村及び生産者等の相互の連携の下に、埼玉県プレミアムいちごの付加価値の向上を図りながら、県内の農業及びこれに関連する産業の持続的な発展、県の魅力の増進並びに地域の活性化に資することを旨として行われるものとする

3 責務等

- 県 の 責 務** :基本理念にのっとり、埼玉県プレミアムいちごの振興に関する施策を総合的に推進する
- 生産者等の役割**:基本理念にのっとり、県が実施する埼玉県プレミアムいちごの振興に関する施策に協力するよう努める

4 主な施策

- 連 携 の 強 化** :県、市町村及び生産者等の間の連携の強化に必要な施策を講ずる
- 生産者等への支援等**:品質の向上や加工・流通の高度化のための取組への支援、消費の拡大、輸出の促進、研究開発の推進やその成果の普及、観光に関する事業への支援など
- 広 報 活 動 等** :県内外において埼玉県プレミアムいちごに関する理解と関心が深まるよう、広報活動その他の必要な施策を講ずる
- 知的財産権の保護** :埼玉県プレミアムいちごに係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、生産者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行う
- 知 見 の 活 用** :埼玉県プレミアムいちごの振興により得られた知見を県内の農業及びこれに関連する産業の振興に活用する
- 財 政 上 の 措 置** :必要な財政上の措置を講ずるよう努める

(仮称) 埼玉県プレミアムいちご振興条例案 骨子案

(目的)

第一条 この条例は、あまりん、かおりん、べにたまをはじめとする埼玉県プレミアムいちごの振興に関し、基本理念を定め、県の責務及び生産者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、埼玉県プレミアムいちごの振興に関する施策を総合的に推進し、もって県内の農業及びこれに関連する産業の持続的な発展、県の魅力の増進並びに地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「埼玉県プレミアムいちご」とは、県が育成（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第一項に規定する育成をいう。）をした品種のいちごをいう。

2 この条例において「生産者等」とは、埼玉県プレミアムいちごの生産、加工、流通及び販売並びに埼玉県プレミアムいちごを活用した観光その他の埼玉県プレミアムいちごに関連する事業を行う者及びその組織する団体をいう。

(基本理念)

第三条 埼玉県プレミアムいちごの振興は、県、市町村及び生産者等の相互の連携の下に、埼玉県プレミアムいちごの付加価値の向上を図りながら、県内の農業及びこれに関連する産業の持続的な発展、県の魅力の増進並びに地域の活性化に資することを旨として行われるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、埼玉県プレミアムいちごの振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

(生産者等の役割)

第五条 生産者等は、第三条の基本理念にのっとり、県が実施する埼玉県プレミアムいちごの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第六条 県は、埼玉県プレミアムいちごの振興の円滑かつ効果的な推進を図るため、県、市町村及び生産者等の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(生産者等への支援等)

第七条 県は、埼玉県プレミアムいちごについて、生産者等による品質の向上並びに加

工及び流通の高度化のための取組への支援、消費の拡大、輸出の促進、研究開発の推進及びその成果の普及、生産者等による観光に関する事業への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報活動等)

第八条 県は、県内外において埼玉県プレミアムいちごに関する理解と関心が深まるよう、広報活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を重点的かつ効果的に推進するための期間を指定するものとする。

(知的財産権の保護)

第九条 県は、埼玉県プレミアムいちごに係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、生産者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(知見の活用)

第十条 県は、埼玉県プレミアムいちごの振興により得られた知見を県内の農業及びこれに関連する産業の振興に活用するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、埼玉県プレミアムいちごの振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。